

Ⅱ 特定非営利活動促進法に関するQ&A

II 特定非営利活動促進法に関するQ & A

【問1】この法律でいう「特定非営利活動」とは、具体的にどのようなものですか。

【答】この法律における「特定非営利活動」とは、第2条第1項に「別表に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう」と定義されています。

したがって、「特定非営利活動」であるためには、別表に該当する活動でなければなりません。別表に掲げてある20項目の活動は、現在いわゆる市民活動として行われている主な活動のうち、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与すると思われる一定のものを拾い出したものとされています。

次に、「不特定かつ多数のものの利益」の増進に寄与することが必要とされています。この「不特定かつ多数のものの利益」とは、いわゆる「公益」と同義であり、社会全般の利益を指すものと解されます。

【問2】この法律は、「ボランティア活動」のみを対象としたものですか。

【答】特定非営利活動促進法は、第1条において「特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする」と規定しています。

したがって、「ボランティア活動」を挙げているのは、単なる例示であって、この法の対象がボランティア活動に限定されるものではありません。

【問3】NPO法人として法人格を取得するためには、どのような団体でなければならないのですか。

【答】第1に、「特定非営利活動」を行うことを「主たる目的」とする団体でなければなりません。第2に、次のいずれにも該当する団体であって、営利を目的としないものであることが必要とされています。

1. 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。
2. 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること。

第3に、その行う活動が次のいずれにも該当しない団体であることが必要とされます。

1. 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの。
2. 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの。
3. 特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの。

【問4】外国人が、NPO法人の役員となることはできますか。

【答】できます。NPO法人の認証を申請する場合、各役員に関しては、就任承諾及び誓約書の謄本のほか、「その住所又は居所を証する書面として条例で定めるもの」の提出が必要です。

【問5】NPO法人になるための要件である「営利を目的としないものであること」（第2条第2項第1号）とは、どのような意味ですか。NPO法人は収益を目的とした事業をしてはならないのですか。

【答】「営利を目的としない（非営利）」とは、剰余利益を構成員（社員、役員）に分配しないという意味です。利益を伴う行為を一切行ってはならないというものではありません。NPO法人が財政的に自立していく上では、収益活動が重要性を増してくると考えられます。

【問6】「社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと」（第2条第2項第1号イ）とは、どのような意味ですか。

【答】例えば、活動目的と関係ないのに、〇〇大学の卒業生でなければ社員となれないという条件は、「不当な条件」となると考えられます。一方、活動の目的を達成するため専門的な資格が必要であるという合理的な理由がある場合に、その資格を社員の要件とすることは、「不当な条件」には当たりません。

【問7】NPO法人が宗教活動を行うことは、禁止されているのですか。

【答】NPO法人は、その行う活動が、「宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと」（第2条第2項第2号イ）と定められています。この規定は、宗教団体については、憲法の「信教の自由」の保障に鑑み、設立、管理監督の面で慎重な規定を設ける宗教法人法による法人格取得の途が用意されているところであり、宗教活動を行うことを主たる目的とする団体及びこれに類する団体は、特定非営利活動団体一般の設立、管理監督について定める本法の対象とするのになじまないのではないかという考えによるものとされています。

したがって、NPO法人は、主たる目的としては宗教活動を行うことはできません。

【問8】NPO法人が政治活動を行うことは禁止されているのですか。

【答】NPO法人は、その行う活動が「政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと」（第2条第2項第2号ロ）と定められています。

ここでいう「政治上の主義」とは、政治によって実現しようとする基本的・恒常的・一般的な原理・原則をいい、自由主義、民主主義、資本主義、社会主義、共産主義というようなものがこれに当たるとされています。

この「政治上の主義」と「政治上の施策」とは区別されているので、「政治上の施策」の推進・支持・反対を主たる目的とすることは禁止されていません。この「政治上の施策」とは、政治によって実現しようとする比較的具体的なもの、例えば公害の防止、自然保護、老人対策等というものと解されています。

【問9】NPO法人は、全ての選挙活動を禁止されているのですか。

【答】NPO法人は、その行う活動が、「特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと」（第2条第2項第2号ハ）とされています。「公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者」とは、公職選挙法第86条の規定により候補者として届出をし又は推薦届出をされた者をいい、当該候補者になろうとする者及び現に当該公職にある者を含みます。

また、「特定の公職」とは、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員及び長の職をいいます。これらの者に関する選挙活動を、NPO法人は、組織として行うことを禁じられているわけです。

ただし、公職選挙法が準用される選挙によって選挙される職であっても、例えば農業委員会の委員、海区漁業調整委員会の委員の職は、ここにいう「公職」に該当しません。

【問10】NPO法人が、「特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行う」、あるいはNPO法人を「特定の政党のために利用する」とは、どのようなことが想定されているのですか。

【答】「特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行う」とは、NPO法人は、不特定多数のものの利益の増進に寄与することを主たる目的として、「自由な社会貢献活動」としての特定非営利活動を行うものであるから、その目的達成のための総合的な活動計画の下で事業を実施しなければならないものであり、特定の者の利益のためのみに動いてはならないとしたものです。したがって、例えば特定の施設の支援のためのバザーを開催するなどの事業を行うことはできますが、それは、あくまでそれぞれ全体の活動計画の中で主目的たる「特定非営利活動」の一環として位置づけられることが要求されていることとなります。一方、「特定の政党のために利用する」ことの禁止は、NPO法人が政治団体化し、特定政党の党利党略に利用され、そのための政治活動を行うようなことがあってはならないという原則を示しています。

【問11】NPO法人の所轄庁は、どのように決められるのですか。

【答】NPO法人の所轄庁は、その主たる事務所が所在する都道府県の知事であり、その事務所が一の指定都市の区域内のみに所在する場合は、その指定都市の長となっています。（第9条）

岡山県においては、岡山市内のみに事務所を有する場合は岡山市が、それ以外は岡山県が所轄することとなります。

ここでいう「事務所」とは、人又は法人等の事業活動の中心である一定の場所をいい、一般的に法人の代表権、少なくともある範囲内の独立の決定権を有する責任者の所在する場所であり、かつ、その場所で継続的に業務が行われることを必要とすると考えられます。

なお、この所轄庁の決定については、上記のように事務所の所在地のみで判断されることになっており、そのNPO法人の活動区域が他の都道府県又は海外に及んでも所轄庁の決定とは関係ありません。

【問12】 所轄庁による「設立の認証」とは、どのような意味なのですか。

【答】 法人設立の立法主義については、特許主義（法人を設立するために特別の法律の制定を必要とするもの）、許可主義（設立を許可するか否かを主務官庁の自由裁量にゆだねるもの）、認可主義（法律の定める要件を具備して主務官庁の認可を申請すれば必ず認可を与えなければならないもの）、準則主義（法律の定める組織を備え一定の手続きによって公示をしたときに法人の設立が認められるもの）等が挙げられます。特定非営利活動促進法においては、所轄庁が認証の基準に合致しているかどうかを判断して、これに法人格を与えようとするものですから、いわゆる認可主義に該当すると思われま

す。ただ、所轄庁は、（１）団体が認証の基準を満たしたときには「認証しなければならない」とされていること（法第12条第1項）、（２）認証又は不認証の決定は、正当な理由がない限り、縦覧期間終了後2ヶ月以内に行わなければならないとされていること（同条第2項）、そして、（３）これらの判断は、原則として第10条第1項の書面によって行うものとされていること、さらに、（４）「認証」という文字が使われていること等から、準則主義的なニュアンスを強めた認可主義であると説明されています。

【問13】 NPO法人の会計処理は、どのようなルールで行わなければならないのですか。

【答】 NPO法人の会計は、次の原則に従って、行わなければならないとされています。（法第27条）

- （１） 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- （２） 計算書類（活動計算書及び貸借対照表）、財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- （３） 採用する会計処理の基準及び手続については、毎年継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

これは、正規の簿記による会計処理の真実性、明瞭性、継続性の原則を定めたもので、公開の対象とされている活動計算書等（第28条、第29条、第30条）の作成に関する必要最小限度の義務付けを行おうとするものです。

なお、正規の簿記の原則とは、本法で要求されている活動計算書・貸借対照表・財産目録を作成するという前提の下に、かつ、正確な会計処理がなされるという前提の下であれば必ずしも複式簿記にこだわる必要はありません。

さらに、NPO法人がその他の事業を行う場合には、その他の事業に関する会計は、当該NPO法人の行う特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならないものとされています。（第5条第2項）

【問14】 NPO法人の活動内容及び財政状態に関する情報公開はどうなっていますか。

【答】

1. NPO法人の全ての事務所における情報公開（第28条）

NPO法人は、事業報告書等（下記参照）を毎事業年度初めの3ヶ月以内に作成し、翌々事業年度の末日までの間（3年間）、すべての事務所に備え置かなければなりません。また、役員名簿と定款等（下記参照）を常にすべての事務所に備え置かなければなりません。当該NPO法人の社員その他の利害関係人からこれらの書類に関する書類の閲覧の請求があったときは、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければなりません。この「正当な理由」とは、休日や時間外の閲覧請求、明らかに不法・不当な目的による閲覧請求である等の理由が想定されます。

（1）事業報告書等

- ①前事業年度の事業報告書
- ②前事業年度の活動計算書及び貸借対照表
- ③前事業年度末日における財産目録
- ④年間役員名簿
- ⑤前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の名簿

（2）役員名簿

- ①最新の役員名簿

（3）定款等

- ①最新の定款及びその認証、登記に関する書類の写し

2. 所轄庁における情報公開（第29条、第30条）

上記1の資料は、毎年1回所轄庁にも提出し、所轄庁はその閲覧又は謄写の請求があった場合には、閲覧又は謄写をさせなければならないとされています。

【問15】 所轄庁は、どのような要件の下で、報告及び検査を求めることができるのですか。

【答】

1. 所轄庁は、NPO法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる「相当な理由」があるときは、当該NPO法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該NPO法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。（第41条第1項）とされています。

2. 所轄庁が、上記1の検査をする場合には、その検査をする職員に、「相当の理由」を記載した書面を、あらかじめ、当該NPO法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者に提示させなければならないとされています。

3. 上記1及び2のように、単なる「疑い」では足りず、疑いに足りる「相当な理由」がなければ報告及び検査をすることができない点、また、検査の際には、その「相当な理由を記載した書面」の提示を要件としている点で、他の立法例と比して厳格な要件が課されています。

【問16】 所轄庁がNPO法人の設立の認証を取り消すことができるのは、どのような場合ですか。

【答】 所轄庁は、次の3つの場合についてのみ認証の取り消しを行えることとされています。(第13条第3項、第43条第1項)

- ① 設立認証後6ヶ月を経過しても設立登記をしない場合
- ② 改善命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができない場合
- ③ 3年以上にわたって事業報告書等の提出を行わない場合